

平成 29 年 2 月 2 日
消費者庁食品表示企画課

健康増進法施行令第 3 条第 2 号の規定に基づき内閣総理大臣が定める区分、項目及び額の一部改正(案)に関する意見募集

1 意見募集の対象

・健康増進法施行令第 3 条第 2 号の規定に基づき内閣総理大臣が定める区分、項目及び額の一部改正(案)

(告示(案)については、以下の URL を御参照ください。)

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=235080037&Mode=0>

2 意見募集の趣旨

健康増進法第 26 条第 4 項(同法第 29 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づく国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所に納める手数料の額については、健康増進法施行令(平成 14 年政令第 361 号)第 3 条第 2 号の規定に基づき定められているところです。

今般、規制改革実施計画(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)において、特別用途食品制度の改善に係る検討等を行うことが位置付けられたことを踏まえ、平成 28 年 2 月から 11 月まで「特別用途食品制度に関する検討会」を開催し、検討を行いました。本検討会の報告書を踏まえ、液体にとろみを付け、誤えんを防ぐことを目的とする食品として「とろみ調整用食品」を、「えん下困難者用食品」の一類型として新たに位置付けることとしました。

「とろみ調整用食品」については、E 型粘度計を用いて、「粘度」、「溶解性・分散性」、「経時的安定性」、「唾液抵抗性」、「温度安定性」の項目を評価することとしたため、実費を勘案し、「健康増進法施行令第 3 条第 2 号の規定に基づき内閣総理大臣が定める区分、項目及び額」を一部改正する案を作成いたしました。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。

なお、本改正案の概要は、早急に国民の皆様から御意見を伺うためにお示しするものであり、今後、国民の皆様から頂いた情報・意見を踏まえ、内容を検討の上、告示を改正する予定です。

3 意見募集期間

平成 29 年 2 月 2 日(木)から平成 29 年 3 月 3 日(金)まで
(郵送の場合は同日必着)

4 意見の提出方法

以下の事項を記載し、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。なお、電

話での受付はできませんので御了承ください。

- 【1】 氏名（法人その他の団体にあつては名称／部署名等）
- 【2】 職業（法人その他の団体にあつては業種）〔任意〕
- 【3】 住所
- 【4】 電話番号
- 【5】 電子メールアドレス（お持ちの場合）
- 【6】 御意見及びその理由

（1）電子メールの場合

E-mail : i.shokuhin5@caa.go.jp 宛て

* 電子メール件名を「健康増進法施行令第3条第2号の規定に基づき内閣総理大臣が定める区分、項目及び額の一部改正(案)に関する意見について」としてください。

（2）FAXの場合

FAX 番号 : 03-3507-9292 消費者庁食品表示企画課 意見募集担当宛て

* 表題を「健康増進法施行令第3条第2号の規定に基づき内閣総理大臣が定める区分、項目及び額の一部改正(案)に関する意見について」としてください。

（3）郵送の場合

〒100-8958

東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館

消費者庁食品表示企画課 意見募集担当宛て

* 封筒表面に「健康増進法施行令第3条第2号の規定に基づき内閣総理大臣が定める区分、項目及び額の一部改正(案)に関する意見について」と朱書きしてください。

5 注意事項

- お寄せいただいた御意見に対する個別の回答は致しかねますので、その旨御了承願います。
- 御意見については、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、そのまま公表させていただく場合もありますので、その旨御了承願います。
- 御記入いただいた氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスは、御提出いただいた御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用します。
- 電子メールでの御意見は、テキスト形式の電子メールによる御意見だけを受理します。セキュリティ上、添付ファイルやURLへのリンクにより提出された御意見は受理いたしかねますので、その旨御了承願います。

（担当）消費者庁食品表示企画課
増田、遠藤
TEL : 03-3507-9222（直通）
FAX : 03-3507-9292